



資 料

1. 仙台市市民センター施設概要一覧

※建物延床面積は一部併設施設分も含む

館名	住所	電話番号 FAX番号	竣工	工事費 (千円)	敷地面積 建物延床 面積(m ²)	主要施設	併設施設
青葉区中央	青葉区一番町二丁目1番4号	223-2516 261-3251	昭和62年12月15日	73,941	7,148.85 2,311.55	ホール, 小ホール(2), 会議室(5), 和室, 調理実習室, 音楽室, 市民活動室	小学校
柏木	青葉区柏木三丁目3番1号	233-8066 233-8484	平成10年4月1日	440,806	2,822.73 1,315.20	会議室, 和室(2), ホール, 市民活動室, 資料室	コミュニティ防災センター
広瀬	青葉区下愛子字観音堂5番地	392-8405 392-8410	平成3年3月31日	444,000	6,746.77 786.54	会議室, セミナー室(2), 和室(2), 創作室, サークル連絡室	広瀬文化センター・広瀬図書館
宮城西	青葉区熊ヶ根字石積47	393-2829 393-2491	昭和51年12月20日	56,000	2,299.72 677.92	会議室(2), 和室(2), 調理実習室, 体育館, 談話コーナー	
北山	青葉区新坂町8番4号	272-1020 272-1210	昭和49年7月3日	211,822	2,075.80 2,269.56	会議室(4), 和室(4), 調理実習室, 音楽室, トレーニング室(2), 体育館	児童館(図書室)
福沢	青葉区福沢町9番9号	223-9095 213-1647	昭和59年6月9日	423,850	3,205.75 1,998.46	会議室(3), 和室(3), 視聴覚室, 調理実習室, 遊戯室, 図書室, 音楽室, 体育館	コミュニティ防災センター
旭ヶ丘	青葉区旭ヶ丘3丁目25番15号	271-4729 271-7984	昭和60年6月15日	863,890	3,128.66 2,044.91	展示ホール(2), ホール(2), 会議室(3)	旭ヶ丘バス乗継ターミナル
三本松	青葉区堤町三丁目23番1号	274-3955 234-5355	昭和62年3月31日	345,419	4,861.02 1,499.07	会議室兼調理室, 和室(3), 体育館, 遊戯室, 図書室	コミュニティ防災センター
片平	青葉区米ヶ袋一丁目1番35号	227-5333 268-0234	平成元年3月15日	527,764	2,500.03 2,027.60	会議室(2), 会議室兼調理実習室, 和室(3), 体育館, 音楽室, 広瀬川自然展示コーナー	児童館(図書室)・コミュニティ防災センター
大沢	青葉区芋沢字要害65番地	394-6891 394-6439	平成2年5月24日	321,360	6,318.73 1,245.60	会議室兼調理実習室, 和室(2), 体育館	児童館(図書室)・コミュニティ防災センター
水の森	青葉区水の森四丁目1番1号	277-2711 277-8863	平成2年8月30日	1,180,060	(水の森温水プール内) 11,317.60 1,847.57	会議室, 会議室兼調理実習室, 和室(3), 体育館, 親子室	児童館(図書室)・コミュニティ防災センター・温水プール
貝ヶ森	青葉区貝ヶ森一丁目4番6号	279-6320 279-6704	平成5年4月26日	518,000	3,690.11 1,578.64	会議室, 会議室兼調理実習室, 和室(2), 資料室, 親子室, ホール	児童館(図書室)
落合	青葉区落合二丁目15番15号	392-7301 392-6737	平成6年3月31日	390,000	4,078.96 1,248.45	会議室兼調理実習室, 和室(2), 音楽室, 図書室, 親子室, ホール	コミュニティ防災センター
中山	青葉区中山三丁目13番1号	279-9216 719-2150	平成7年3月31日	526,000	4,047.48 1,719.78	会議室, 会議室兼調理実習室, 和室(2), 資料室, 親子室, ホール	児童館(図書室)・老人憩いの家・コミュニティ防災センター
折立	青葉区折立三丁目20番1号	226-1226 226-2660	平成7年5月30日	648,000	2,843.36 1,790.71	会議室, 会議室兼調理実習室, 和室(2), ホール, 親子室, 資料室	児童館(図書室)・コミュニティ防災センター
吉成	青葉区国見ヶ丘二丁目2番地の1	279-2033 279-9431	平成8年4月26日	588,936	3,300.76 1,606.03	会議室, 会議室兼調理実習室, 和室, 親子室, ホール, 資料室	児童館(図書室)・コミュニティ防災センター
木町通	青葉区木町通一丁目7番36号	711-2561 212-4330	平成16年2月27日	795,874	(木町通小学校内) 10,480.00 2,892.34	会議室(2), 和室(2), 調理実習室, 音楽室, 親子室, 市民活動室, ホール	小学校・児童館(図書室)・コミュニティ防災センター
中央	宮城野区榴岡4丁目1番8号	295-0403 295-0810	昭和58年2月28日	1,217,102 (市民C分)	3,367.52 4,064.32	会議室, セミナー室(4), 和室, 音楽室(2), 創作室(2), 体育館, トレーニング室, ミーティング室, 情報コーナー	榴岡図書館

館名	住所	電話番号 FAX番号	竣工	工事費 (千円)	敷地面積 建物延床 面積(m ²)	主要施設	併設施設
高砂	宮城野区高砂一丁目 24番地9号	258-1010 259-7577	平成6年3月30日	664,418	10,000.02 1,908.06	会議室(2), 和室(2), 調理実習室, 親子室, ホール, 資料室	児童館(図書室)・コミュニティ防災センター・老人福祉センター・デイサービスセンター・保健センター
岩切	宮城野区岩切字三所 南88番地の2	255-7728 255-2075	昭和56年12月15日	364,900	4,789.09 2,060.91	講義室, 研修室(2), 和室(2), 調理実習室, 視聴覚室, 創作室, 体育館, 図書室, 交流室, 親子室, 資料室	保健センター・老人憩いの家・コミュニティ防災センター・証明発行センター
鶴ヶ谷	宮城野区鶴ヶ谷八丁目 19番地の1	251-1562 251-1564	昭和47年5月	135,669	7,377.65 2,003.21	会議室(3), 和室, 調理実習室, 遊技室, ホール	児童館(図書室)・温水プール
榴ヶ岡	宮城野区五輪1丁目4 番22号	293-6742 293-6761	昭和48年6月1日	68,245	2,266.05 1,020.17	会議室(5), 和室, 調理実習室, 談話コーナー	
榴岡公園 軽体育館	宮城野区五輪1丁目3 番1号	299-5666 299-5690	平成元年4月26日	245,000	963.40 1,005.33	和室(2), ミーティングルーム(2), 休憩室, 体育館	
東部	宮城野区平成一丁目3 番27号	237-0092 235-7634	昭和58年4月8日	304,815	1,795.57 1,435.36	会議室, 和室(3), 調理実習室, 娯楽室, 体育館, 授乳室	児童館(図書室)
幸町	宮城野区幸町三丁目 13番13号	291-8651 291-8561	平成5年3月31日	615,000	3,838.08 1,756.90	会議室, 会議室兼調理実習室, 和室(2), 親子室, 資料室, ホール	児童館(図書室)・コミュニティ防災センター
田子	宮城野区田子二丁目4 番25号	254-2721 254-2722	平成11年8月5日	676,433	2,877.76 1,951.49	会議室(2), 和室(2), 調理実習室, ホール, 娯楽室, 親子室, 市民活動室	児童館(図書室)・コミュニティ防災センター
福室	宮城野区福室五丁目9 番36号	786-3540 388-6320	平成15年1月10日	655,095	4,747.25 1,956.70	ホール, 会議室(2), 和室(2), 調理実習室, 市民活動室, 娯楽室, 親子室	児童館(図書室)・コミュニティ防災センター
若林区 中央	若林区南小泉一丁目1 番1号	282-1173 282-1180	平成5年3月	5,400,000	(若林区文化 センター内) 11,842.43 515.21	会議室(2), 和室(3), セミナー室(2), 創作室, サークル連絡室, プレイルーム	文化センター・図書館・情報センター
(若林区 中央 別棟)	若林区保春院前丁3番 地の4		昭和53年5月17日	279,841	3,369.21 2,120.57	会議室, 和室(2), 調理実習室, ホール, 娯楽室	児童館・社会福祉協議会
七郷	若林区荒井字堀添65 番地の5	288-8700 288-2340	昭和58年3月7日	643,859	5,674.00 1,986.39	会議室, 研修室(2), 和室(3), 調理実習室, 視聴覚室, 創作室, 体育館, 市民活動室	児童館(図書室)・保健センター・コミュニティ防災センター・証明発行センター
荒町	若林区荒町86番地の2	266-3790 266-5436	平成21年11月27日	474,000	1,430.29 2,234.78	会議室(3), 和室(2), 調理実習室, ホール, 親子室, 市民活動室, 創作活動室, 娯楽室兼記念室, 遊戯室	児童館(図書室)・コミュニティ防災センター
六郷	若林区今泉一丁目3番 19号	289-5127 289-6359	昭和56年12月15日	340,919	4,320.94 1,685.64	会議室(3), 和室(3), 調理実習室, 娯楽室, 体育館	児童館(図書室)・保健センター
若林	若林三丁目15番20号	282-4541 282-2637	平成3年4月29日	427,390	3,048.00 1,624.03	会議室, 会議室兼調理実習室, 和室(2), 資料室, 親子室, ホール	児童館(図書室)・コミュニティ防災センター
沖野	若林区沖野七丁目34 番43号	282-4571 285-4681	平成3年3月30日	425,020	6,151.42 1,637.42	会議室, 会議室兼調理実習室, 和室(2), 親子室, 資料室, ホール	児童館(図書室)・老人福祉センター・デイサービスセンター
太白区 中央	太白区长町五丁目3番 2号	304-2741 304-2526	平成11年3月31日	11,539,800	(太白区文化 センター内) 9,684.57 2,311.68	会議室(5), 和室(2), 調理実習室, 音楽室, 創作室, 体育館	文化センター・図書館・児童館・情報センター
中田	太白区中田四丁目1番 5号	241-1459 242-2535	昭和56年3月20日	463,278	2,697.75 1,801.97	講義室, 研修室(2), 和室(2), 調理実習室, 視聴覚室, 図書室, 体育館	証明発行センター
生出	太白区茂庭字新熊野 64	281-2040 281-4319	昭和55年3月31日	326,435	3,635.87 955.78	講義室(2), 和室, 図書室, 調理実習室, 体育館	診療所・保健センター・証明発行センター
秋保	太白区秋保町長袋宇 大原160-2	399-2316 399-2394	昭和46年9月1日	936,661	4,111.77 1,545.94	研修室, 視聴覚室, 茶室, 図書室, 和室, 会議室, 体育館, 調理実習室, 談話室	

館名	住所	電話番号 FAX番号	竣工	工事費 (千円)	敷地面積 建物延床 面積(m ²)	主要施設	併設施設
馬場	太白区秋保町馬場字 竹林45番地の1	399-2745 -	昭和52年3月31日	103,000	3,185.42 734.20	会議室, 講義室, 調理実習室, 体育館, 図書室 兼談話室	
湯元	太白区秋保町湯向2- 20	398-2720 398-2789	昭和54年3月31日	123,000	1,846.47 844.98	集会室, 会議室, 講義室, 視聴覚室, 調理実習 室, 和室	
西多賀	太白区西多賀三丁目 6-8	244-6721 244-0524	昭和53年5月10日	180,246	2,526.17 1,462.35	会議室(2), 和室(3), 調理実習室, ホール, 娯 楽室	児童館(図書室)
八本松	太白区八本松二丁目4 番20号	246-2426 246-9023	昭和60年5月12日	328,402	3,606.73 1,495.44	会議室兼調理実習室, 会議室, 和室(2), 体育 館, 娯楽室	児童館・太白図書館分 室・コミュニティ防災センター
八木山	太白区八木山本町一 丁目43番地	228-1190 228-1689	昭和62年2月10日	385,718	(八木山動 物公園内) 21,569.00 1,832.02	会議室兼調理室, 会議室, 和室(2), 体育館, 図 書室, 遊戯室, 娯楽室	コミュニティ防災センター
山田	太白区山田北前町13 番1号	244-0213 244-1843	昭和62年4月17日	403,271	4,434.93 1,496.88	会議室, 会議室兼調理実習室, 和室(2), 体育 館, 遊戯室, 娯楽室, 図書室	コミュニティ防災センター
茂庭台	太白区茂庭台四丁目 1-10	281-3293 281-4349	昭和63年3月31日	333,560	9,803.90 1,495.55	会議室, 和室(2), 会議室兼調理室, 娯楽室, 体 育館	児童館(図書室)・コミュ ニティ防災センター
東中田	太白区四郎丸字吹上 51番地	242-1185 242-7053	平成元年3月5日	432,747	5,516.21 1,619.96	会議室, 和室(2), 娯楽室, 体育館, 会議室兼調 理実習室	児童館(図書室)・保健セ ンター・コミュニティ防災センター
柳生	太白区柳生七丁目20- 7	306-6750 306-7081	平成9年3月31日	570,000	2,879.16 1,633.01	会議室, 和室(2), ホール, 資料室, 親子室, 会議 室兼調理実習室	児童館(図書室)・コミュ ニティ防災センター
富沢	太白区富沢南一丁目 18番地の10	244-3977 307-5101	平成13年11月22日	570,890	4,068.46 1,839.30	会議室(2), 和室(2), ホール, 調理実習室, 娯 楽室, 親子室, 図書室, 市民活動室	コミュニティ防災センター
泉区 中央	泉区市名坂字東裏53 番地の1	372-8101 372-2447	平成15年11月14日	687,208	3,035.78 2,138.54	会議室(3), 和室(2), 調理実習室, 研修室, 音楽 室, 創作室, 親子室, 娯楽室, 市民活動室, ホー ル	コミュニティ防災センター・泉 ふるさと生活キャリアー
根白石	泉区根白石字杉下前 24番地	379-2108 376-5769	昭和63年3月31日	518,999	5,839.66 1,911.53	会議室(2), ホール, 工作室, 和室, 調理実習室	泉図書館分室, 証明発 行センター
南光台	泉区南光台七丁目1番 30号	251-5850 252-8172	昭和52年3月31日	80,000	3,295.50 1,218.49	集会室, 和室, 研修室(5), 会議室, 調理実習室	泉図書館分室
黒松	泉区黒町一丁目33番 40号	234-5346 219-2038	平成4年10月20日	487,000	5,264.63 1,491.48	ホール, 研修室(2), 多目的室, 和室, 調理実習 室	泉図書館分室
将監	泉区将監八丁目2番1 号	372-0923 374-8704	平成4年3月19日	348,000	1,821.00 1,497.95	和室(2), 研修室(3), 調理実習室, ホール, 娯 楽室, 託児室	泉図書館分室
加茂	泉区加茂四丁目2番地	378-2970 377-4565	昭和58年4月1日	240,487	3,147.00 1,469.84	和室, 研修室, 調理実習室, ホール, 体育館	泉図書館分室
高森	泉区高森六丁目1番地 の2	378-9950 378-9969	平成元年3月20日	335,411	3,000.12 1,499.93	研修室(3), 和室, 調理実習室, 音楽室, 工作 室, ホール	泉図書館分室
松陵	泉区松陵五丁目20番 地の2	375-8101 375-6101	平成2年3月10日	355,522	2,806.93 1,498.49	研修室(3), 工作室, 調理実習室, 和室, 託児 室, ホール	泉図書館分室
寺岡	泉区寺岡二丁目14番 地の4	378-4490 378-4534	平成3年3月10日	412,341	2,665.42 1,481.22	研修室(3), 和室, 調理実習室, トレーニング室, ホール	泉図書館分室
長命ヶ丘	泉区長命ヶ丘2丁目14 番15号	377-3504 377-3508	平成5年4月27日	512,000	2,885.07 1,496.35	会議室, 会議室兼調理実習室, 和室(2), 娯 楽室, 親子室, ホール	泉図書館分室

館名	住所	電話番号 FAX番号	竣工	工事費 (千円)	敷地面積 建物延床 面積(m ²)	主要施設	併設施設
松森	泉区松森字城前9番地の2	776-9510 776-9512	平成11年12月10日	678,439	4,000.50 1,870.33	会議室, 和室(2), 調理実習室, 工作室, ホール, 娯楽室, 図書室, 親子室, 市民活動室	コミュニティ防災センター
桂	泉区桂三丁目19番1号	375-0550 771-5931	平成13年12月4日	695,940	7,759.48 2,268.05	会議室(2), 和室(2), 創作室, 調理実習室, 娯楽室, 親子室, 市民活動室, ホール	児童センター(図書室)・コミュニティ防災センター
南中山	泉区南中山二丁目24番12号	379-4780 348-4340	平成15年11月13日	142,480	5,718.56 1,579.66	会議室(2), 和室(3), 調理実習室, 研修室, 親子室, 娯楽室, 市民活動室, 図書コーナー, ホール, 体育館	コミュニティ防災センター

2. 市民センター事業費・管理費

<歳出>

[市民センターにかかる経費]

単位:千円

		平成17年度(決算)	平成18年度(決算)	平成19年度(決算)	平成20年度(決算)	平成21年度(予算)
地域社会教育事業費(※)		564,507	543,340	525,437	519,892	536,776
市民センター 施設費	運営管理費	1,327,207	1,303,032	1,317,349	1,294,120	1,291,899
	施設整備費 ・改築費等	106,436	445,307	934,984	313,747	1,202,327
合 計		1,998,150	2,291,679	2,777,770	2,127,759	3,031,002

※地域社会教育事業費 内訳

単位:千円

		平成17年度(決算)		平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(決算)		平成21年度(予算)	
		拠点館	地区館								
各種 講座等	家庭教育 推進事業	1,007	5,859	491	5,017	413	5,634	573	4,997	512	4,693
	青少年健全 育成事業	6,777	5,352	5,283	4,362	4,176	3,969	3,436	3,322	1,967	3,944
	成人学習 振興事業	2,724	13,571	606	5,385	639	5,730	332	6,143	351	7,326
	高齢者学習 振興事業	649	7,090	691	4,352	738	5,060	555	4,426	570	5,328
	地域社会教育 推進事業	2,179	5,058	2,188	5,673	2,202	5,278	1,631	4,810	1,241	5,295
	民間指導者 育成事業	2,356	4,017	3,113	2,987	2,858	2,101	1,811	2,578	1,857	2,369
	学習情報 提供事業	956	815	1,604	1,836	1,869	1,982	841	2,624	969	1,045
	小 計	16,648	41,762	13,976	29,612	12,895	29,754	9,179	28,900	7,467	30,000
学習情報提供事業 (情報コーナー・学習 情報提供システム関係)		17,688		17,257		16,101		15,151		16,213	
その他事業経費		18,129	470,280	13,407	469,088	12,586	454,101	11,159	455,503	12,800	470,296
合 計		52,465	512,042	44,640	498,700	41,582	483,855	35,489	484,403	36,480	500,296

<歳入>

単位:千円

	平成17年度(決算)	平成18年度(決算)	平成19年度(決算)	平成20年度(決算)	平成21年度(予算)
市民センター使用料	178,944	166,024	161,933	158,929	160,904

3. 平成21年度 市民センター職員数

(平成21年5月1日現在)

■ 部分は嘱託職員

□ 内部で兼務

⊠ 外部と兼務

青葉区

館名	職名	教 育 委 員 会										(財)ひと・まち交流財団					合 計	総 計		
		セン ター 長	セン ター 次 長	主 幹 兼 係 長	係 長	主 査		主 任		主 事		臨 時 職 員	合 計	(館 常 勤 嘱 託 長)	事 業 職 員				非 常 勤 嘱 託	
						社 会 教 育 主 事	主 査	社 会 教 育 主 事	主 任	社 会 教 育 主 事	主 事				主 任	事 業 職 員				事 務 職 員
1	青葉区中央	1			1	3		1	4	0	1		11	兼	1	5		2	8	19
2	柏 木												0	1		4		1	6	6
3	広 瀬												0	兼	1	2		0	4	4
4	宮城西												0	1	1	2		1	5	5
5	北 山												0	1		2		0	3	3
6	福 沢												0	1		4		1	6	6
7	旭ヶ丘												0	1	1	2	1	2	7	7
8	三本松												0	1		4		1	6	6
9	片 平												0	1		4		1	6	6
10	大 沢												0	1		3		1	5	5
11	水の森												0	1		3		1	5	5
12	貝ヶ森												0	1	1	2		1	5	5
13	落 合												0	1		4		1	6	6
14	中 山												0	1		4		1	6	6
15	折 立												0	1	1	3		1	6	6
16	吉 成												0	1		4		1	6	6
17	木町通												0	1		3	1	2	7	7
	小 計	1	0	0	1	3	0	1	4	0	1	0	11	16	6	55	2	18	97	108

宮城野区

1	中 央	1	1	1	兼	3	2		1		2	1	12	兼	1	7		2	10	22
2	高 砂												0	1		4		1	6	6
3	岩 切												0	1	1	3		1	6	6
4	鶴ヶ谷												0	1		4		1	6	6
5	榴岡(軽体育館含む)												0	1	1	5	1	2	10	10
6	東 部												0	1		3		1	5	5
7	幸 町												0	1	1	3		1	6	6
8	田 子												0	1		4		1	6	6
9	福 室												0	1		4		1	6	6
	小 計	1	1	1	0	3	2	0	1	0	2	1	12	8	4	37	1	11	61	73

若林区

1	若林区中央	1		1		2			2			1	7	兼	1	2	1	0	4	11
2	七 郷												0	1		3		1	5	5
3	荒 町												0	1		4		1	6	6
4	六 郷												0	1	1	3		1	6	6
5	若 林												0	1	1	3		1	6	6
6	沖 野												0	1		4		1	6	6
	小 計	1	0	1	0	2	0	0	2	0	0	1	7	5	3	19	1	5	33	40

太白区

館名	職名	教 育 委 員 会										(財)ひと・まち交流財団					合 計	総 計		
		センター長	センター次長	主幹兼係長	係長	主 査		主 任		主 事		臨時職員	合計	(館)常勤嘱託長	事業職員				非常勤嘱託	
						社会教育主事	主 査	社会教育主事	主 任	社会教育主事	主 事				主 任	事業職員				事務職員
1	太白区中央	1			1	3	1		2			1	9	兼1	1	2	1	0	4	13
2	中田											0	0	1		4		1	6	6
3	生出											0	0	1		3	1	1	6	6
4	秋保											0	0	1	1	4		1	7	7
5	馬場											0	0	兼1	兼1	兼4		兼1	0	0
6	湯元											0	0	兼1	兼1	兼4		兼1	1	1
7	西多賀											0	0	1	1	3		1	6	6
8	八本松											0	0	1		4		1	6	6
9	八木山											0	0	1		4		1	6	6
10	山田											0	0	1	1	3		1	6	6
11	茂庭台											0	0	1		4		1	6	6
12	東中田											0	0	1		4		1	6	6
13	柳生											0	0	1		3		1	5	5
14	富沢											0	0	1		4		1	6	6
	小 計	1	0	0	1	3	1	0	2	0	0	1	9	11	4	43	2	12	71	80

泉 区

1	泉区中央	1			1	3		1	2			1	9	兼1	1	5		2	8	17
2	根白石											0	0	1		4		1	6	6
3	南光台											0	0	1	1	3		1	6	6
4	黒松											0	0	1		3	1	2	7	6
5	将監											0	0	1		4		1	6	6
6	加茂											0	0	1	1	2		1	5	6
7	高森											0	0	1		4		1	6	6
8	松陵											0	0	1		3		1	5	6
9	寺岡											0	0	1		4		1	6	6
10	長命ヶ丘											0	0	1	1	3		1	6	6
11	松森											0	0	1	1	2	1	2	7	7
12	桂											0	0	1		4		1	6	6
13	南中山											0	0	1		4		1	6	6
	小 計	1	0	0	1	3	0	1	2	0	0	1	9	12	5	45	2	16	80	90

総 計

館名	職名	教 育 委 員 会										(財)ひと・まち交流財団					合 計	総 計			
		センター長	センター次長	主幹兼係長	係長	主 査		主 任		主 事		臨時職員	常勤嘱託	合計	(館)常勤嘱託長	事業職員			非常勤嘱託		
						社会教育主事	主 査	社会教育主事	主 任	社会教育主事	主 事					主 任				事業職員	事務職員
	計	5	1	2	3	14	3	2	11	0	3	4	48	52	22	109	8	62	343	391	

4. 仙台市公民館運営審議会委員名簿

○委員人数:17人(定員17人以内)

○任期:平成21年11月1日～平成23年10月31日(2年間)

[平成22年3月31日現在]

氏名	勤務先・所属団体(役職名)
阿部 重樹	東北学院大学経済学部 教授
石井山 竜平	東北大学大学院教育学研究科 准教授
伊藤 芳郎	仙台市立三条中学校 校長(仙台市中学校長会)
笠井 文子	ふれあいサロン ゆうゆう(結遊) 代表
吉良 智	人権擁護委員(子ども人権委員)
小岩 孝子	特定非営利活動法人 FOR YOU にこにこの家 理事長
佐藤 憲子	仙台市社会学級研究会 顧問
佐藤 美佳子	仙台市PTA協議会 副会長
島田 福男	仙台市連合町内会長会 庶務理事
鈴木 有希子	仙台市子育てふれあいプラザのびすく泉中央 館長
千枝 倫子	財団法人仙台市スポーツ振興事業団
梨本 雄太郎	宮城教育大学教育学部 准教授
○新田 新一郎	(有)プランニング開 代表取締役
橋本 啓一	仙台市議会 議員
増田 学身	東北文化学園専門学校 インテリア科長
◎水谷 修	東北学院大学教養学部 教授
森 忠治	演劇プロデューサー・ワークショップデザイナー

◎:会長 ○:副会長 敬称略・50音順

5. 仙台市公民館運営審議会審議経過及び答申

仙台市公民館運営審議会 審議経過

<平成21年度>

開催日	会議種別	協議議題
平成21年5月19日(火)	定例会	審議: ①連携事業を調査する視点について ②今後の審議日程について ③その他 ・平成21年度市民センター事業計画の概要 ・地域団体等が市民センターを優先利用できる制度の導入について
平成21年7月14日(火)	定例会	審議: ①区と市民センターの連携事業調査結果について ②平成20年度市民センター事業実施状況について
平成21年9月9日(水)	臨時会	審議:地域コミュニティ活性化に向けた市民センターのあり方の検討
平成21年10月13日(火)	定例会	審議:「審議経過の報告」の作成について
平成21年11月17日(火)	定例会	委嘱状交付式 協議: ①会長, 副会長選出 ②会議の公開, 非公開について ③議事録及び署名人について ④定例公民館運営審議会の日程について ⑤審議会の運営について
平成22年1月19日(火)	定例会	説明: ①仙台市公民館運営審議会の取り組み ②市民センターの概要 ③事業事例紹介
平成22年3月16日(火)	定例会	ワークショップ: 地域づくりの中で市民センターが担う役割について ・話題提供 ・グループワーク(ブレインストーミング)

6. 平成21年度 主催講座の事業別実施状況

区名	青 葉 区																		宮 城 野 区										若 林 区							
	館名	青葉区中央	柏木	北山	福沢	旭ヶ丘	三本松	片平	水の森	貝ヶ森	中山	折立	広瀬	宮城西	大沢	落合	吉成	木町通	小計	中央	高砂	岩切	鶴ヶ谷	榴ヶ岡	東部	幸町	田子	福室	小計	若林区中央	七郷	荒町	六郷	沖野	若林	小計
家庭教育推進事業																																				
(例)子育て支援講座	講座数	3	3	0	1	3	3	2	4	2	3	1	3	1	4	2	4	3	42	3	3	3	1	3	1	1	1	2	18	3	0	3	1	2	2	11
親子ふれあい教室	回数	17	9	0	1	8	6	4	13	5	6	3	8	4	13	10	12	9	128	10	7	10	6	9	2	3	2	7	56	11	0	16	1	6	3	37
食育講座	参加者数	346	108	0	84	217	156	55	308	55	172	53	201	44	261	417	385	111	2,973	148	98	331	102	245	34	30	39	79	1,106	283	0	135	15	175	92	700
思春期親学																																				
ブレババママ講座																																				
絵本よみかせ講座																																				
青少年健全育成事業		(※1)																																		
(例)インリーダー研修	講座数	11	3	1	2	3	5	4	3	4	3	4	4	4	2	5	2	7	59	5	4	3	6	4	4	4	4	3	37	12	3	4	4	4	4	31
子どもの広場	回数	82	7	1	2	4	14	9	8	9	10	11	10	15	3	8	4	20	209	18	33	21	20	9	5	20	16	11	153	28	7	62	30	16	18	161
キッズクッキング	参加者数	3,916	149	63	140	728	942	197	133	239	277	332	369	315	112	265	87	2,261	9,461	1,056	1,130	500	1,165	308	265	454	979	230	6,087	2,284	125	819	494	557	238	4,517
夏休みチャレンジ講座																																				
子ども体験塾																																				
成人学習振興事業																														(※3)						
(例)自然体験教室	講座数	13	3	0	6	4	3	6	2	6	7	5	1	11	3	4	4	3	81	10	5	4	4	5	0	7	7	7	47	7	1	4	2	6	5	25
エコライフ講座	回数	215	19	0	19	10	10	17	20	20	33	22	9	40	11	14	10	5	474	37	19	13	21	15	0	30	17	20	166	134	1	27	9	33	21	225
裁判員制度講座	参加者数	9,559	122	0	289	278	191	405	116	323	453	346	343	784	152	216	298	79	13,954	618	373	263	295	145	0	324	401	331	2,530	3,525	10	716	183	623	417	5,474
男の料理教室																																				
パソコン・デジカメ教室																																				
社会教育実習生の受入																																				
高齢者学習振興事業																																				
(例)明治青年大学	講座数	0	1	1	1	1	1	2	1	1	2	1	1	1	2	1	2	3	22	2	1	2	2	1	1	1	2	1	13	3	1	1	1	1	1	8
老壮大学	回数	0	12	7	12	12	10	18	11	10	22	10	8	8	12	12	14	14	192	29	10	22	15	11	12	11	13	10	133	25	11	11	9	12	12	80
健康づくり教室	参加者数	0	862	219	591	1,356	307	267	764	573	510	373	468	330	214	238	379	699	8,150	12,064	1,429	1,169	870	931	350	519	501	700	18,533	2,146	940	645	835	562	821	5,949
介護予防教室																																				
シニアパソコン教室																																				
地域社会教育推進事業		(※2)																		(※4)										(※5)						
(例)市民センターまつり	講座数	11	7	1	10	11	8	5	10	10	5	9	11	4	7	4	7	7	126	10	4	6	5	9	2	5	6	5	51	15	3	5	8	5	5	39
地域懇談会	回数	32	19	1	25	31	18	10	32	23	10	17	84	7	33	19	15	17	389	56	12	18	12	31	6	35	30	13	209	47	10	33	26	12	16	138
学びのコミュニティ関連事業	参加者数	3,154	853	12	940	2,679	2,096	237	3,250	2,717	2,261	995	4,661	2,224	2,149	2,411	1,376	913	32,862	3,703	5,491	1,544	2,264	1,997	571	2,669	4,282	2,942	25,410	4,004	333	1,575	4,637	5,463	4,230	19,924
地域防災教室																																				
社会学級連携事業																																				
地域(自然・伝統)を知る講座																																				
民間指導者育成事業																																				
(例)各種ボランティア育成講座	講座数	6	3	1	5	3	2	2	3	3	1	2	4	2	2	1	4	3	47	14	2	4	3	2	1	2	4	3	35	5	1	2	2	3	3	16
各種ボランティア活動支援	回数	184	10	1	24	21	12	13	12	19	8	11	38	23	10	7	21	17	431	97	9	15	18	8	7	9	37	16	216	28	1	7	8	14	12	70
ジュニアリーダー育成支援	参加者数	971	66	18	201	100	71	140	338	251	32	69	414	207	44	82	330	133	3,467	1,629	98	146	64	78	49	52	346	126	2,588	268	72	44	103	215	123	825
子ども広場サポーター養成講座																																				
合 計		44	20	4	25	25	22	21	23	26	21	22	24	23	20	17	23	26	377	44	19	22	21	24	9	20	24	21	201	45	9	19	18	21	20	130
		530	76	10	83	86	70	71	96	86	89	74	157	97	82	70	76	82	1,823	247	90	99	92	83	32	108	115	77	933	273	30	156	83	93	82	711
		17,946	2,160	312	2,245	5,358	3,763	1,301	4,909	4,158	3,705	2,168	6,456	3,904	2,932	3,629	2,855	4,196	70,867	19,218	8,619	3,953	4,760	3,704	1,269	4,048	6,548	4,408	56,254	12,510	1,480	3,934	6,267	7,595	5,921	37,389

2つ以上の市民センター間で共催・連携した事業は「小計」及び「総計」欄では1事業として計上しています。

(※1)青葉区中央市民センターと各地区館の共催による「インリーダー研修会」、旭ヶ丘市民センターと三本松市民センターの共催による「講演会『ソバルから考える地球の未来』」

(※2)旭ヶ丘市民センターと、三本松市民センターの共催による「台原中学校PTA共催事業企画会議」

(※3)高砂市民センター・田子市民センター・福室市民センターの共催による「三館共催事業『七北田川下流域の歴史』」

(※4)鶴ヶ谷市民センター・幸町市民センターの共催による「水辺の環境学習『水辺の観察会』」

(※5)七郷市民センター・六郷市民センター・沖野市民センターの共催による「若林東部”畑”おこし事業 パークゴルフを体験しよう」

区名	太白区													泉区											総計				
	太白区中央	生出	中田	西多賀	八本松	八木山	山田	茂庭台	東中田	柳生	秋保	富沢	小計	泉区中央	根白石	南光台	黒松	将監	加茂	高森	松陵	寺岡	長命ヶ丘	松森		桂	南中山	小計	
家庭教育推進事業																													
(例)子育て支援講座 親子ふれあい教室 食育講座 思春期親学 プレバハマ講座 絵本よみきかせ講座	講座数	6	1	2	3	2	2	3	3	3	2	1	5	33	6	0	4	5	3	2	3	0	5	5	1	3	1	38	142
	回数	26	3	6	6	3	3	19	17	11	7	3	19	123	47	0	12	23	10	3	9	0	22	14	4	7	11	162	506
	参加者数	1,328	27	109	125	137	64	191	443	120	96	53	1,550	4,243	904	0	262	282	158	221	165	0	357	384	73	310	375	3,491	12,513
青少年健全育成事業	(※6)																												
(例)インリーダー研修 子どもの広場 キッズクッキング 夏休みチャレンジ講座 子ども体験塾	講座数	6	5	8	9	3	4	3	4	3	5	4	5	58	6	3	6	3	4	2	5	4	3	4	1	1	5	47	232
	回数	28	10	22	25	8	52	10	8	9	12	8	25	216	49	14	20	16	14	8	15	11	4	37	2	7	10	207	946
	参加者数	1,514	481	462	698	333	980	279	403	101	251	259	971	6,672	1,364	530	982	203	772	121	823	162	161	269	37	143	314	5,881	32,618
成人学習振興事業																													
(例)自然体験教室 エコライフ講座 裁判員制度講座 男の料理教室 パソコン・デジカメ教室 社会教育実習生の受入	講座数	4	8	3	5	3	2	6	3	7	5	7	3	56	4	7	3	4	3	8	5	5	5	6	7	7	3	67	276
	回数	13	37	8	12	10	14	23	58	22	66	33	7	303	18	30	10	5	8	27	29	26	19	24	13	24	13	246	1,414
	参加者数	130	598	151	297	205	624	424	264	344	738	439	118	4,332	177	454	174	78	167	567	625	295	352	442	248	397	226	4,202	30,492
高齢者学習振興事業																													
(例)明治青年大学 老壮大学 健康づくり教室 介護予防教室 シニアパソコン教室	講座数	4	1	1	2	1	1	2	2	3	1	1	1	20	2	2	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	19	82
	回数	29	10	10	14	10	8	22	15	17	10	9	10	164	12	13	11	9	10	6	10	9	16	13	13	15	10	147	716
	参加者数	2,501	185	377	633	554	317	760	496	549	303	202	379	7,256	734	286	556	412	438	160	408	385	484	585	386	605	359	5,798	45,686
地域社会教育推進事業																													
(例)市民センターまつり 地域懇談会 学びのコミュニティ関連事業 地域防災教室 社会学級連携事業 地域(自然・伝統)を知る講座	講座数	15	5	4	5	11	9	5	7	6	5	7	5	84	14	5	5	4	8	9	6	11	4	5	7	6	5	89	389
	回数	60	8	8	15	44	88	15	11	15	6	26	9	305	81	6	13	12	22	23	14	35	9	16	24	17	28	300	1,341
	参加者数	8,472	3,433	5,266	3,918	4,925	12,162	4,482	1,946	3,766	1,723	4,568	1,699	56,360	3,040	973	4,170	1,725	2,843	2,693	4,608	2,907	2,081	2,901	2,647	3,040	1,605	35,233	169,789
民間指導者育成事業																													
(例)各種ボランティア育成講座 各種ボランティア活動支援 シニアリーダー育成支援 子ども広場サポーター養成講座	講座数	9	3	5	3	4	4	3	4	2	3	3	4	47	5	2	4	2	3	3	3	2	1	0	3	3	4	35	180
	回数	71	8	23	31	47	13	15	21	9	12	32	28	310	38	13	25	14	11	10	7	13	7	0	16	14	21	189	1,216
	参加者数	1,225	121	1,128	205	611	151	169	198	103	57	373	277	4,618	410	94	149	51	133	105	46	38	21	0	147	111	246	1,551	13,049
合 計		44	23	23	27	24	22	22	23	24	21	23	23	298	37	19	23	19	22	25	23	23	20	22	21	22	19	295	1,301
		227	76	77	103	122	178	104	130	83	113	111	98	1,421	245	76	91	79	75	77	84	94	77	104	72	84	93	1,251	6,139
		15,170	4,845	7,493	5,876	6,765	14,298	6,305	3,750	4,983	3,168	5,894	4,994	83,481	6,629	2,337	6,293	2,751	4,511	3,867	6,675	3,787	3,456	4,581	3,538	4,606	3,125	56,156	304,147

2つ以上の市民センター間で共催・連携した事業は「小計」及び「総計」欄では1事業として計上しています。

(※6)太白区中央市民センターと各地区館の共催による「インリーダー研修会」

7. 主催講座等参加者数推移

(※) 2つ以上の市民センター間で共催・連携した事業は表上段の市民センターに計上しています。

青 葉 区

(単位:人)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
青葉区中央	33,033	10,851	17,225	15,843	15,742	17,946	
柏 木	2,329	2,332	2,705	2,919	2,357	2,160	
北 山	2,298	7,286	5,223	4,053	3,666	249	平成21年6月1日～:現地建替工事のため休館
福 沢	5,617	6,072	5,201	4,306	1,217	2,245	平成20年6月～平成21年1月:改修工事のため閉館
旭ヶ丘	7,360	7,810	10,864	9,237	6,690	5,358	
三本松	2,869	2,994	3,165	2,345	2,854	3,007	
片 平	2,437	2,243	2,206	1,798	1,404	1,269	
水の森	6,412	6,686	7,434	8,628	7,268	4,909	
貝ヶ森	3,506	3,704	3,936	4,192	4,253	4,158	
中 山	1,549	1,559	4,838	3,262	2,746	3,618	
折 立	1,835	2,184	2,336	5,051	1,811	2,168	
広 瀬	8,426	9,378	8,863	6,945	6,329	6,376	
宮城西	1,446	1,458	3,851	4,124	3,917	3,904	
大 沢	3,127	3,514	3,680	3,866	3,835	2,932	
落 合	4,374	4,901	4,430	4,880	3,753	3,549	
吉 成	2,028	2,145	2,484	2,309	2,572	2,855	
木町通	918	1,812	1,498	2,717	3,780	4,164	平成16年4月開館
計	89,564	76,929	89,939	86,475	74,194	70,867	

宮 城 野 区

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
中 央	18,384	15,347	14,808	18,105	18,577	19,218	
高 砂	7,751	7,696	8,256	6,925	9,418	8,619	
岩 切	8,299	7,028	2,722	5,185	4,225	3,953	平成18年7月～平成18年12月:改修工事のため閉館
鶴ヶ谷	5,268	5,325	5,480	5,275	5,196	4,760	
榴ヶ岡	3,760	3,208	3,172	3,632	3,942	3,704	
東 部	2,252	2,584	2,790	2,469	2,348	1,269	平成21年6月22日～平成22年1月12日大規模改修工事のため休館
幸 町	7,325	6,576	6,009	6,074	4,742	3,995	
田 子	6,644	7,997	6,972	6,801	7,001	6,438	
福 室	2,349	4,116	3,295	3,564	3,675	4,298	
計	62,032	59,877	53,504	58,030	59,124	56,254	

若 林 区

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
若林区中央	11,802	11,880	12,022	12,920	12,585	12,510	
七 郷	9,119	15,749	30,455	33,456	33,712	1,480	平成21年6月22日～平成22年2月15日大規模改修工事のため休館
荒 町	4,790	4,916	5,624	5,600	4,521	3,934	平成22年1月11日～平成22年2月1日建て替えた施設の開館準備のため休館
六 郷	7,462	9,165	9,162	10,410	12,088	6,108	
沖 野	6,340	8,310	8,253	7,893	8,281	7,436	
若 林	9,462	10,237	7,510	5,415	6,431	5,921	
計	48,975	60,257	73,026	75,694	77,618	37,389	

太 白 区

(単位:人)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
太白区中央	9,045	6,946	8,636	11,683	14,437	15,170	
生 出	3,427	3,909	4,495	4,683	4,864	4,845	平成17年7月～平成17年12月:改修工事のため閉館
中 田	10,599	9,948	7,859	15,727	8,047	7,493	
西 多 賀	8,671	9,041	9,283	7,720	6,022	5,876	
八 本 松	4,962	5,656	5,337	6,167	6,736	6,765	
八 木 山	11,377	12,903	11,043	8,451	9,113	14,298	平成20年10月15日～11月17日は体育館移転増改築工事のため体育館閉館
山 田	3,409	4,895	5,146	5,324	5,946	6,305	
茂 庭 台	6,138	8,071	6,914	3,673	3,935	3,690	
東 中 田	5,027	4,768	5,198	5,958	4,730	4,983	
柳 生	1,546	2,726	3,292	3,323	3,377	3,168	
秋 保	5,371	5,785	5,196	5,009	5,580	5,894	
富 沢	3,977	3,560	3,400	5,443	5,676	4,994	
計	73,549	78,208	75,799	83,161	78,463	83,481	

泉 区

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
泉区中央	4,956	7,031	5,281	5,758	6,817	6,629	
根 白 石	3,182	2,216	2,314	2,040	3,013	2,337	平成21年11月1日～平成22年2月28日ホール工事
南 光 台	3,725	3,185	3,880	6,875	6,744	6,293	
黒 松	2,957	3,102	3,002	3,980	3,970	2,751	
将 監	4,122	4,041	4,685	3,617	4,402	4,511	
加 茂	2,345	2,651	3,238	2,710	3,582	3,867	
高 森	4,126	4,610	6,445	6,171	6,426	6,675	
松 陵	5,378	5,116	5,593	5,290	5,823	3,787	平成20年2月4日～25日:ホール工事
寺 岡	2,836	2,932	3,478	3,123	3,176	3,456	
長 命 ヶ 丘	5,440	4,317	5,091	5,243	5,842	4,581	
松 森	3,475	2,527	3,036	2,941	3,587	3,538	
桂	1,104	1,711	3,203	4,450	4,943	4,606	
南 中 山	2,202	2,924	2,988	3,154	2,942	3,125	
計	45,848	46,363	52,234	55,352	61,267	56,156	

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
合 計	319,968	321,634	344,502	358,712	350,666	304,147	

8. 利用者数推移

青 葉 区

(単位:人)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
青葉区中央	107,725	113,738	112,231	106,840	106,166	106,787	
柏 木	37,020	36,974	35,186	36,574	34,987	41,807	
北 山	68,299	68,522	60,537	59,625	61,169	5,783	平成21年6月1日～:現地建替工事のため休館
福 沢	58,788	62,675	53,678	60,044	24,527	56,732	平成20年6月～平成21年1月:改修工事のため閉館
旭ヶ丘	108,065	99,702	108,074	107,529	104,350	94,620	
三本松	40,797	43,491	36,495	41,562	38,725	37,732	
片 平	88,041	81,050	73,009	68,266	69,528	65,556	
水の森	74,701	79,294	74,976	71,719	81,484	59,188	
貝ヶ森	67,518	73,962	73,128	75,976	61,226	68,075	
中 山	65,922	70,275	70,426	73,495	74,276	69,647	
折 立	45,553	46,286	50,877	47,879	47,577	49,407	
広 瀬	50,392	48,824	49,786	50,025	50,867	52,981	
宮城西	11,391	17,036	19,871	21,417	21,862	19,044	
大 沢	45,372	38,748	41,395	38,829	39,729	40,852	
落 合	53,007	61,595	54,516	61,687	50,660	58,183	
吉 成	63,752	66,085	65,670	70,804	64,287	59,524	
木町通	50,848	55,063	66,745	80,384	82,900	76,989	平成16年4月閉館
計	1,037,191	1,063,320	1,046,600	1,072,655	1,014,320	962,907	

宮 城 野 区

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
中 央	104,705	129,544	154,846	149,196	150,888	141,559	
高 砂	82,729	79,540	79,295	88,539	87,814	79,911	
岩 切	53,411	53,905	23,324	42,519	45,496	41,715	平成18年7月～平成18年12月:改修工事のため閉館
鶴ヶ谷	105,139	89,937	79,368	70,186	73,304	74,269	
榴ヶ岡	32,898	37,317	34,138	34,717	34,062	38,612	
(榴公園軽体育館)	41,975	52,922	45,954	44,514	42,263	40,417	
東 部	43,251	52,498	45,943	51,865	49,004	22,108	平成21年6月22日～平成22年1月12日大規模改修工事のため休館
幸 町	76,648	72,074	73,992	65,659	67,099	67,277	
田 子	90,197	96,959	98,258	104,250	101,531	73,619	
福 室	89,192	83,752	80,078	83,449	77,669	75,205	
計	720,145	748,448	715,196	734,894	729,130	654,692	

若 林 区

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
若林区中央	108,136	108,799	102,467	100,156	95,454	93,836	
七 郷	65,032	76,813	81,905	101,542	99,106	20,418	平成21年6月22日～平成22年2月15日大規模改修工事のため休館
荒 町	57,170	55,502	52,829	54,099	51,323	47,397	平成22年1月11日～平成22年2月1日建て替えた施設の開館準備のため休館
六 郷	78,917	77,995	87,109	88,122	92,834	91,798	
沖 野	79,454	58,372	58,745	62,292	63,150	58,588	
若 林	52,395	70,352	86,490	89,755	77,533	59,294	
計	441,104	447,833	469,545	495,966	479,400	371,331	

太 白 区

(単位:人)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
太白区中央	99,904	89,691	85,517	89,405	97,917	94,809	
生 出	23,868	16,640	21,358	21,570	21,837	23,221	平成17年7月～平成17年12月は改修工事のため閉館
中 田	57,232	61,096	49,907	24,471	54,772	63,880	平成19年7月2日～20年1月11日大規模改修工事
西 多 賀	79,481	74,321	70,628	62,470	63,758	62,378	
八 本 松	67,063	74,631	61,945	60,740	60,584	66,309	
八 木 山	71,335	67,212	59,929	51,203	53,112	56,842	平成20年10月15日～11月17日は体育館移転増改築工事のため体育館閉館
山 田	47,721	53,984	45,312	46,019	46,978	56,427	
茂 庭 台	58,181	59,859	50,864	48,428	46,490	45,824	
東 中 田	61,164	64,487	55,879	62,913	59,932	55,535	
柳 生	63,762	65,617	60,254	74,516	71,967	72,217	
秋 保	12,597	14,456	15,670	13,169	13,360	13,963	
馬 場	3,166	3,417	4,909	4,275	4,761	5,398	
湯 元	5,574	5,537	6,367	4,977	7,764	7,590	
富 沢	78,364	73,747	77,056	86,900	91,527	80,193	
計	729,412	724,695	665,595	651,056	694,759	704,586	

泉 区

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
泉区中央	60,750	63,618	67,319	68,658	68,294	63,644	
根 白 石	33,325	31,508	26,772	29,423	29,095	27,201	平成21年11月1日～平成22年2月28日ホール工事
南 光 台	44,278	39,085	37,393	36,916	37,617	35,336	
黒 松	64,780	61,701	61,889	60,211	61,436	60,247	
将 監	48,571	50,352	50,113	53,257	52,581	53,675	
加 茂	46,536	47,975	50,926	52,759	51,216	51,683	
高 森	40,504	39,515	42,216	42,987	44,156	42,731	
松 陵	37,460	37,326	37,658	41,471	46,172	41,876	平成20年2月4日～25日:ホール工事
寺 岡	47,766	56,489	39,625	47,411	38,589	53,229	
長 命 ケ 丘	47,227	47,449	48,270	47,052	47,115	48,099	
松 森	38,871	44,211	45,673	44,489	48,891	44,973	
桂	72,431	76,214	75,010	67,475	66,211	59,586	
南 中 山	42,767	50,105	61,327	53,337	54,556	57,504	
計	625,266	645,548	644,191	645,446	645,929	639,784	

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
合 計	3,553,118	3,629,844	3,541,127	3,600,017	3,563,538	3,333,300	

9. 仙台市市民センター条例・施行規則

仙台市市民センター条例

平成二年三月一六日
仙台市条例第八号

(設置)

第一条 市民相互の交流と地域活動の振興に資するとともに、市民の文化の向上及び福祉の増進に寄与するため、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十四条の規定に基づき、市民センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第二条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
仙台市中央市民センター	仙台市宮城野区榴岡四丁目1番8号
仙台市柏木市民センター	仙台市青葉区柏木三丁目3番1号
仙台市青葉区中央市民センター	仙台市青葉区一番町二丁目1番4号
仙台市生出市民センター	仙台市太白区茂庭字新熊野64番地
仙台市高砂市民センター	仙台市宮城野区高砂一丁目24番地の9
仙台市中田市民センター	仙台市太白区中田四丁目1番5号
仙台市岩切市民センター	仙台市宮城野区岩切字三所南88番地の2
仙台市七郷市民センター	仙台市若林区荒井字堀添65番地の5
仙台市広瀬市民センター	仙台市青葉区下愛子字観音堂5番地
仙台市宮城西市民センター	仙台市青葉区熊ヶ根字石積47番地
仙台市秋保市民センター	仙台市太白区秋保町長袋字大原百6番地の2
仙台市馬場市民センター	仙台市太白区秋保町馬場字竹林45番地の1
仙台市湯元市民センター	仙台市太白区秋保町湯元字湯向東31番地
仙台市泉区中央市民センター	仙台市泉区市名坂字東裏53番地の1
仙台市横白石市民センター	仙台市泉区横白石字杉下前24番地
仙台市南光台市民センター	仙台市泉区南光台七丁目1番3号
仙台市黒松市民センター	仙台市泉区黒松一丁目33番40号
仙台市将監市民センター	仙台市泉区将監八丁目2番1号
仙台市加茂市民センター	仙台市泉区加茂四丁目2番地
仙台市鶴ヶ谷市民センター	仙台市宮城野区鶴ヶ谷八丁目9番地の1
仙台市榴ヶ岡市民センター	仙台市宮城野区五輪一丁目4番22号、五輪一丁目3番1号
仙台市東部市民センター	仙台市宮城野区平成一丁目3番27号
仙台市荒町市民センター	仙台市若林区荒町86番地の2
仙台市北山市民センター	仙台市青葉区新坂町8番4号

仙台市若林区中央市民センター	仙台市若林区南小泉一丁目1番1号、保寿院前T3番地の4
仙台市西多賀市民センター	仙台市太白区西多賀三丁目6番8号
仙台市六郷市民センター	仙台市若林区今泉一丁目3番19号
仙台市福沢市民センター	仙台市青葉区福沢町9番9号
仙台市八本松市民センター	仙台市太白区八本松二丁目4番20号
仙台市旭ヶ丘市民センター	仙台市青葉区旭ヶ丘三丁目2番15号
仙台市八木山市民センター	仙台市太白区八木山本町一丁目43番地
仙台市三本松市民センター	仙台市青葉区境町三丁目203番1号
仙台市山田市民センター	仙台市太白区山田北前町13番1号
仙台市茂庭台市民センター	仙台市太白区茂庭台四丁目1番10号
仙台市片平市民センター	仙台市青葉区米ヶ袋一丁目1番35号
仙台市東中田市民センター	仙台市太白区四郎丸字吹上51番地
仙台市高森市民センター	仙台市泉区高森六丁目1番地の2
仙台市松陵市民センター	仙台市泉区松陵五丁目20番地の2
仙台市大沢市民センター	仙台市青葉区芋沢字要害65番地
仙台市水の森市民センター	仙台市青葉区水の森四丁目1番1号
仙台市若林市民センター	仙台市若林区若林三丁目15番20号
仙台市沖野市民センター	仙台市若林区沖野七丁目34番43号
仙台市寺岡市民センター	仙台市泉区寺岡二丁目14番地の4
仙台市貝ヶ森市民センター	仙台市青葉区貝ヶ森一丁目4番0号
仙台市幸町市民センター	仙台市宮城野区幸町三丁目13番13号
仙台市長命ヶ丘市民センター	仙台市泉区長命ヶ丘二丁目14番地の15
仙台市落合市民センター	仙台市青葉区落合二丁目15番15号
仙台市中山市民センター	仙台市青葉区中山三丁目13番1号
仙台市折立市民センター	仙台市青葉区折立三丁目20番1号
仙台市吉成市民センター	仙台市青葉区国見ヶ丘二丁目2番地の1
仙台市柳生市民センター	仙台市太白区柳生七丁目20番地の7
仙台市太白区中央市民センター	仙台市太白区長町五丁目3番2号
仙台市田子市民センター	仙台市宮城野区田子二丁目4番25号
仙台市松森市民センター	仙台市泉区松森字城前9番地の2
仙台市富沢市民センター	仙台市太白区富沢南一丁目18番地の10
仙台市桂市民センター	仙台市泉区桂三丁目19番地の1
仙台市福室市民センター	仙台市宮城野区福室五丁目9番36号
仙台市南中山市民センター	仙台市泉区南中山二丁目204番地の12
仙台市木町通市民センター	仙台市青葉区木町通一丁目7番36号

(使用の許可)

第三条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、前項の許可をしないことができる。

- 一 公の秩序を乱すおそれがあるとき
- 二 センターの管理上支障を及ぼすおそれがあるとき
- 三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が不相当と認めるとき

(使用料)

第四条 センターの使用料は、別表に定めるとおりとする。

2 使用料は、前条第一項の許可の際、納入しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、使用料を別に定める納期限までに納入させることができる。

(使用料の額の特例)

第四条の二 市長は、前条第二項ただし書の規定により使用料を別に定める納期限までに納入させる場合において、当該納期限の日以前に、第三条第一項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)につき次の各号のいずれかに該当すると認めるとき(使用料が既納の場合を除く。)は、前条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する使用料の額の範囲内で使用料の額を定めることができる。

- 一 天災その他自己の責めによらない事由によりセンターを使用できないとき
- 二 市長が別に定める期間内にセンターの使用の取りやめを申し出たとき

(使用料の返還)

第五条 既納の使用料は、返還しない。ただし、使用者につき前条各号のいずれかに該当すると市長が認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

第六条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(目的外使用の禁止)

第七条 使用者は、許可を受けた目的以外にセンターを使用してはならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第八条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第九条 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、第三条第一項の許可を取り消し、又はセンターの使用を制限し、若しくは停止することができる。

- 一 使用者がこの条例又は使用の許可の際に付された条

件に違反したとき

- 二 第三条第二項各号の一に該当することとなったとき

(指定管理者)

第十条 教育委員会は、センターの管理運営上必要と認めるときは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第十一条 前条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 第三条第一項の許可に関する業務
- 二 センターの事業として教育委員会がセンターごとに定める事業に関する業務
- 三 センターの維持管理に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

2 前項の場合における第三条及び第九条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第十二条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正にセンターの管理を行わなければならない。

(審議会)

第十三条 社会教育法第二十九条第一項の規定に基づき、本市が設置するすべての市民センターに共通の公民館運営審議会として、仙台市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- 2 審議会の委員の定数は、十七人以内とする。
- 3 審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前二項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(委任)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が定める。

附 則 省 略
別表(第四条関係)

一 会議室等の使用料

(一) 専用使用する場合

使用区分		金額		
仙台市中央市民センター	会議室	一時間につき	500円	
	第一セミナー室(A)	一時間につき	500円	
	第一セミナー室(B)	一時間につき	500円	
	第一セミナー室(C)	一時間につき	500円	
	第二セミナー室	一時間につき	800円	
	和室	一時間につき	700円	
	第一音楽室	一時間につき	900円	
	第二音楽室	一時間につき	900円	
	創作室①	一時間につき	700円	
	創作室②	一時間につき	700円	
	体育館	午前	2,100円	
		午後	2,800円	
		夜間	4,200円	
	トレーニング室	一時間につき	700円	
ミーティング室	一時間につき	300円		
仙台市柏木市民センター	会議室	一時間につき	800円	
	和室①	一時間につき	300円	
	和室②	一時間につき	300円	
	ホール	午前	2,100円	
午後		2,600円		
夜間		3,100円		
仙台市青葉区中央市民センター	第一会議室	一時間につき	700円	
	第二会議室	一時間につき	700円	
	第三会議室	一時間につき	500円	
	第四会議室	一時間につき	700円	
	第五会議室	一時間につき	500円	
	和室	一時間につき	700円	
	調理実習室	一時間につき	800円	
	音楽室	一時間につき	800円	
	ホール	午前	2,500円	
		午後	3,300円	
		夜間	4,000円	
	小ホール①	一時間につき	800円	
小ホール②	一時間につき	700円		
仙台市生田市民センター	第一講義室	一時間につき	500円	
	第二講義室	一時間につき	300円	
	和室	一時間につき	500円	
	調理実習室	一時間につき	600円	
	体育館	午前	2,100円	
		午後	2,600円	
		夜間	3,100円	
仙台市高砂市民センター	第一会議室	一時間につき	500円	
	第二会議室	一時間につき	500円	
	調理実習室	一時間につき	800円	
	和室①	一時間につき	700円	
	和室②	一時間につき	300円	
	ホール	午前	2,100円	
		午後	2,600円	
		夜間	3,100円	
	仙台市中田市民センター	講義室	一時間につき	500円
		調理実習室	一時間につき	800円
第一研修室		一時間につき	700円	
第二研修室		一時間につき	700円	
和室①		一時間につき	500円	
和室②		一時間につき	500円	
視聴覚室		一時間につき	600円	
体育館		午前	2,100円	
	午後	2,600円		
	夜間	3,100円		
仙台市若切市民センター	講義室	一時間につき	300円	
	調理実習室	一時間につき	800円	
	第一研修室	一時間につき	700円	
	第二研修室	一時間につき	700円	
	和室①	一時間につき	500円	
	和室②	一時間につき	500円	
	視聴覚室	一時間につき	600円	
	創作室	一時間につき	300円	
体育館	午前	2,100円		
	午後	2,600円		
	夜間	3,100円		
仙台市七郷市民センター	会議室	一時間につき	300円	
	調理実習室	一時間につき	800円	
	第一研修室	一時間につき	700円	
	第二研修室	一時間につき	700円	
	和室①	一時間につき	300円	
	和室②	一時間につき	300円	
	和室③	一時間につき	300円	
	視聴覚室	一時間につき	800円	
	創作室	一時間につき	500円	
	体育館	午前	2,100円	
午後		2,600円		
夜間		3,100円		

仙台市広瀬市民センター	会議室	一時間につき	500円
	セミナー室(A)	一時間につき	500円
	セミナー室(B)	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	300円
	創作室	一時間につき	500円
仙台市宮城西市民センター	会議室(1)	一時間につき	300円
	会議室(2)	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	600円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	300円
	体育館	午前	1,500円
	午後	1,500円	
	夜間	2,100円	
仙台市秋保市民センター	研修室	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	600円
	和室	一時間につき	700円
	茶室	一時間につき	300円
	視聴覚室	一時間につき	600円
	会議室	一時間につき	500円
	体育館	午前	1,600円
	午後	2,100円	
	夜間	2,500円	
仙台市馬場市民センター	会議室	一時間につき	300円
	講義室	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	400円
	体育館	午前	1,600円
	午後	2,100円	
	夜間	2,500円	
仙台市湯元市民センター	会議室	一時間につき	300円
	講義室	一時間につき	300円
	視聴覚室	一時間につき	400円
	調理実習室	一時間につき	400円
	和室	一時間につき	500円
	集会室	午前	2,500円
	午後	3,300円	
	夜間	4,000円	
仙台市泉区中央市民センター	第一会議室	一時間につき	800円
	第二会議室	一時間につき	300円
	第三会議室	一時間につき	300円
	研修室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	700円

仙台市泉区中央市民センター	和室(2)	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	800円
	音楽室	一時間につき	600円
	創作室	一時間につき	700円
仙台市根白石市民センター	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市南光市民センター	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
	工作室	一時間につき	500円
	大会議室	一時間につき	800円
	小会議室	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	800円
和室	一時間につき	700円	
仙台市南光市民センター	会議室	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	900円
	集会室	午前	2,200円
		午後	2,800円
		夜間	3,300円
	第一研修室	一時間につき	500円
	第二研修室	一時間につき	500円
	第三研修室	一時間につき	300円
	第四研修室	一時間につき	500円
	第五研修室	一時間につき	300円
和室	一時間につき	300円	
仙台市黒松市民センター	第一研修室	一時間につき	500円
	第二研修室	一時間につき	700円
	和室	一時間につき	700円
	多目的室	一時間につき	700円
	調理実習室	一時間につき	600円
仙台市黒松市民センター	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市将監市民センター	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	500円
	第一研修室	一時間につき	500円
	第二研修室	一時間につき	500円
第三研修室	一時間につき	500円	
調理実習室	一時間につき	800円	

仙台市加茂市民センター	調理実習室	一時間につき	800円
	和室	一時間につき	500円
	研修室	一時間につき	500円
	ホール	午前	2,200円
		午後	2,800円
		夜間	3,300円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市鶴ヶ谷市民センター	第一会議室	一時間につき	700円
	第二会議室	一時間につき	500円
	第三会議室	一時間につき	500円
	和室	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	600円
	遊技室	一時間につき	500円
	ホール	午前	2,400円
午後		3,100円	
夜間		3,700円	
仙台市榴ヶ岡市民センター	第一会議室	一時間につき	700円
	第二会議室	一時間につき	700円
	第三会議室	一時間につき	500円
	第四会議室	一時間につき	800円
	第五会議室	一時間につき	700円
	和室	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	600円
仙台市東部市民センター	会議室	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	300円
	和室(2)	一時間につき	300円
	和室(3)	一時間につき	700円
	調理実習室	一時間につき	600円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
夜間		3,100円	
仙台市荒町市民センター	第一会議室	一時間につき	300円
	第二会議室	一時間につき	300円
	第三会議室	一時間につき	800円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	600円
	ホール	午前	2,100円
午後		2,600円	
夜間		3,100円	
市民センター 仙台北山	第一会議室	一時間につき	300円
	第二会議室	一時間につき	800円

仙台北山市民センター	第三会議室	一時間につき	300円
	第四会議室	一時間につき	800円
	和室(1)	一時間につき	700円
	和室(2)	一時間につき	300円
	和室(3)	一時間につき	300円
	和室(4)	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	800円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
夜間		3,100円	
仙台市青区中央市民センター	第一会議室	一時間につき	500円
	第二会議室	一時間につき	500円
	第三会議室	一時間につき	800円
	和室(1)	一時間につき	300円
	和室(2)	一時間につき	300円
	和室(3)	一時間につき	300円
	和室(4)	一時間につき	500円
	和室(5)	一時間につき	500円
	セミナー室(A)	一時間につき	500円
	セミナー室(B)	一時間につき	500円
	創作室	一時間につき	700円
調理実習室	一時間につき	600円	
ホール	午前	2,100円	
	午後	2,600円	
	夜間	3,100円	
仙台市西多賀市民センター	第一会議室	一時間につき	300円
	第二会議室	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	700円
	和室(2)	一時間につき	300円
	和室(3)	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	600円
	ホール	午前	2,100円
午後		2,600円	
夜間		3,100円	
仙台市六郷市民センター	第一会議室	一時間につき	500円
	第二会議室	一時間につき	300円
	第三会議室	一時間につき	300円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	300円
	和室(3)	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	600円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円

仙台市橋沢市民センター	第一会議室	一時間につき	500円
	第二会議室	一時間につき	800円
	第三会議室	一時間につき	700円
	和室①	一時間につき	800円
	和室②	一時間につき	300円
	和室③	一時間につき	300円
	視聴覚室	一時間につき	600円
	調理実習室	一時間につき	600円
	体育館	午前	2,100円
	午後	2,600円	
	夜間	3,100円	
仙台市八木松市民センター	会議室	一時間につき	300円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	800円
	和室①	一時間につき	500円
	和室②	一時間につき	800円
	体育館	午前	2,100円
	午後	2,600円	
	夜間	3,100円	
仙台市旭ヶ丘市民センター	第一会議室	一時間につき	900円
	第二会議室	一時間につき	700円
	第三会議室	一時間につき	700円
	展示ホール①	一時間につき	800円
	展示ホール②	一時間につき	600円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,300円
		夜間	4,000円
小ホール	一時間につき	700円	
仙台市八木山市民センター	会議室兼調理実習室	一時間につき	800円
	会議室	一時間につき	500円
	和室①	一時間につき	800円
	和室②	一時間につき	500円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
夜間		3,100円	
仙台市三玉松市民センター	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室①	一時間につき	500円
	和室②	一時間につき	300円
	和室③	一時間につき	500円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円

仙台市山田市民センター	会議室	一時間につき	500円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室①	一時間につき	800円
	和室②	一時間につき	500円
体育館	午前	2,100円	
	午後	2,600円	
	夜間	3,100円	
仙台市茂庭台市民センター	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	会議室	一時間につき	500円
	和室①	一時間につき	800円
	和室②	一時間につき	500円
	体育館	午前	2,100円
午後		2,600円	
夜間		3,100円	
仙台市片平市民センター	第一会議室	一時間につき	700円
	第二会議室	一時間につき	500円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	500円
	和室①	一時間につき	700円
	和室②	一時間につき	500円
	和室③	一時間につき	500円
	体育館	午前	2,100円
午後		2,600円	
夜間		3,100円	
仙台市車中田市民センター	会議室	一時間につき	800円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	500円
	和室①	一時間につき	500円
	和室②	一時間につき	800円
	体育館	午前	2,100円
午後		2,600円	
夜間		3,100円	
仙台市高森市民センター	第一研修室	一時間につき	700円
	第二研修室	一時間につき	500円
	第三研修室	一時間につき	500円
	和室	一時間につき	500円
	工作室	一時間につき	500円
	音楽室	一時間につき	600円
	調理実習室	一時間につき	800円
	ホール	午前	2,100円
午後		2,600円	
夜間		3,100円	
市民センター 仙台市松陵	第一研修室	一時間につき	700円
	第二研修室	一時間につき	500円
	第三研修室	一時間につき	500円

仙台市松陵市民センター	和室	一時間につき	700円
	工作室	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	600円
	ホール	午前	2,100円
午後		2,600円	
夜間		3,100円	
仙台市大宮市民センター	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室①	一時間につき	700円
	和室②	一時間につき	300円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
夜間		3,100円	
仙台市水の森市民センター	会議室	一時間につき	700円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室①	一時間につき	700円
	和室②	一時間につき	500円
	和室③	一時間につき	500円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
夜間		3,100円	
仙台市若林市民センター	会議室	一時間につき	800円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室①	一時間につき	800円
	和室②	一時間につき	500円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
夜間		3,100円	
仙台市沖野市民センター	会議室	一時間につき	700円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室①	一時間につき	800円
	和室②	一時間につき	300円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市寺岡市民センター	第一研修室	一時間につき	500円
	第二研修室	一時間につき	500円
	第三研修室	一時間につき	500円
	和室	一時間につき	500円
	トレーニング室	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	600円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
夜間		3,100円	

仙台市貝ヶ森市民センター	会議室	一時間につき	800円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室①	一時間につき	800円
	和室②	一時間につき	500円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
夜間		3,100円	
仙台市寺町市民センター	会議室	一時間につき	700円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室①	一時間につき	800円
	和室②	一時間につき	500円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
夜間		3,100円	
仙台市長命ヶ丘市民センター	会議室	一時間につき	800円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室①	一時間につき	500円
	和室②	一時間につき	800円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
夜間		3,100円	
仙台市凌谷市民センター	会議室兼調理実習室	一時間につき	800円
	和室①	一時間につき	500円
	和室②	一時間につき	500円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市中山市民センター	会議室	一時間につき	700円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室①	一時間につき	800円
	和室②	一時間につき	500円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
夜間		3,100円	
仙台市折立市民センター	会議室	一時間につき	800円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室①	一時間につき	800円
	和室②	一時間につき	300円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
夜間		3,100円	
市民センター 仙台市宮城	会議室	一時間につき	800円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	500円

仙台市青森市民センター	和室	一時間につき	500円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
夜間		3,100円	
仙台市柳生市民センター	会議室	一時間につき	800円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	300円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
夜間		3,100円	
仙台市太白区中央市民センター	大会議室	一時間につき	800円
	中会議室	一時間につき	700円
	第一小会議室	一時間につき	500円
	第二小会議室	一時間につき	500円
	第三小会議室	一時間につき	500円
	和室(大)	一時間につき	800円
	和室(小)	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	800円
	音楽室	一時間につき	800円
	創作室	一時間につき	700円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
夜間		3,100円	
仙台市田子市民センター	第一会議室	一時間につき	800円
	第二会議室	一時間につき	300円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	900円
	ホール	午前	2,100円
午後		2,600円	
夜間		3,100円	
仙台市松蔭市民センター	会議室	一時間につき	800円
	和室(大)	一時間につき	800円
	和室(小)	一時間につき	500円
	工作室	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	800円
	ホール	午前	2,100円
午後		2,600円	
夜間		3,100円	
仙台市富沢市民センター	第一会議室	一時間につき	800円
	第二会議室	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	500円

仙台市富沢市民センター	調理実習室	一時間につき	800円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
夜間		3,100円	
仙台市桂市民センター	第一会議室	一時間につき	800円
	第二会議室	一時間につき	300円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	500円
	創作室	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	800円
	ホール	午前	2,100円
午後		2,600円	
夜間		3,100円	
仙台市博多市民センター	第一会議室	一時間につき	800円
	第二会議室	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	800円
	ホール	午前	2,100円
午後		2,600円	
夜間		3,100円	
仙台市南中山市民センター	第一会議室	一時間につき	800円
	第二会議室	一時間につき	500円
	研修室	一時間につき	800円
	和室(1)	一時間につき	300円
	和室(2)	一時間につき	300円
	和室(3)	一時間につき	300円
調理実習室	一時間につき	600円	
体育館	午前	2,100円	
	午後	2,600円	
	夜間	3,100円	
仙台市木町通市民センター	第一会議室	一時間につき	800円
	第二会議室	一時間につき	300円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	900円
	ホール	午前	2,100円
午後		2,600円	
夜間		3,100円	

備考

- 一 使用時間は、午前9時から午後9時までとする。
- 二 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後4時30分までを、「夜間」とは午後5時30分から午後9時までをいう。
- 三 その使用に係る時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。
- 四 1時間ごとの使用料を定めた使用区分において、第一号の使用時間以外の時間に使用する場合における使用料は、この表に定める額とする。
- 五 前号の使用区分以外の使用区分において、次のイからハまでに掲げる使用時間に係る使用料は、それぞれイからハまでに掲げる額とする。
 - イ 午前9時から午後4時30分まで 午前の項及び午後の項に定める額の合計額
 - ロ 午後1時から午後9時まで 午後の項及び夜間の項に定める額の合計額
 - ハ 午前9時から午後9時まで 午前の項、午後の項及び夜間の項に定める額の合計額
- 六 前号の使用区分において、第一号に定める使用時間以外の時間に使用する場合(前号の場合を除く。)における使用料は、その使用が午前9時以前又は正午から午後1時までときは午前の項に、午後4時30分から午後5時30分までのときは午後の項に、午後9時以降のときは夜間の項にそれぞれ定める額を時間割りして計算した額とする。
- 七 使用者が対価の支払を受けて展示会その他の催しを行う場合その他これに類する場合の使用料は、この表に定める額の三倍以内において市長が定める。
- 八 会議室兼調理実習室を会議のために区分して使用する場合の使用料は、この表に定める額に0.7を乗じて得た額とする。

二 仙台市榴ヶ岡市民センター榴岡公園軽体育館の使用料

(一) 専用使用する場合

使用区分	金額	
ミーティングルーム①	一時間につき	800円
ミーティングルーム②	一時間につき	500円
和室①	一時間につき	300円
和室②	一時間につき	300円
体育館	午前	2,100円
	午後	2,600円
	夜間	3,100円
備考 一(一)の表の備考第一号から第六号までの規定は、この表の場合について準用する。		

(二) 個人使用する場合

使用区分	金額	
体育館	一般	一回につき 200円
	小学生・中学生	一回につき 100円

(二) 個人使用する場合

使用区分	金額	
体育館・ホール・仙台市中央市民センターのトレーニング室	一般	一回につき 200円
	小学生・中学生	一回につき 100円
仙台市寺岡市民センターのトレーニング室	一回につき	200円

仙台市市民センター条例施行規則

平成二年三月二九日
仙台市教育委員会規則第五号

(趣旨)

第一条 この規則は、仙台市市民センター条例（平成二年仙台市条例第八号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第二条 市民センター(以下「センター」という。)の施設の使用時間は、午前九時から午後九時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、同項に規定するセンターの施設の使用時間を変更することができる。

(休館日)

第三条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は休館することができる。

一 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる日を除く。)

二 休日の翌日(日曜日又は休日に当たる場合は、その直後の日曜日又は休日でない日)

三 十二月二十八日から翌年の一月四日までの日(前二号に掲げる日を除く。)

(使用許可の手続)

第四条 条例第三条第一項の許可(以下「使用許可」という。)を受けようとする者は、使用申込書を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定による使用申込書の提出は、次に定めるところにより行わなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

一 センターの施設を専用使用しようとする場合には、使用しようとする日(以下「使用日」という。)の属する月の二月前の月の十日から使用日までの期間内に行うこと

二 センターの施設を個人使用しようとする場合には、使用日に行うこと

3 教育委員会は、使用許可をしたときは、使用承認

書を交付するものとする。

4 センターの施設の使用許可に係る手続(センターの施設を個人使用しようとする場合の使用許可に係る手続を除く。)については、前三項の規定にかかわらず、市民利用施設予約システム(仙台市民利用施設予約システムの運用及び利用者登録等に関する規則(平成十五年仙台市規則第八十七号)第二条第二号に規定するものをいう。)を利用する方法により行うことができる。

第四条の二 条例第三条第二項第三号に規定する教育委員会が不相当と認めるときは、次の各号に掲げる場合とする。

一 センターの施設において物品又は権利の販売又は宣伝(次項において「物品販売等」という。)を行おうとする場合

二 その他センターの設置目的に照らして教育委員会が不相当と認める場合

2 教育委員会は、前項第一号の規定にかかわらず、センターの設置目的に照らして相当と認める場合は、センターの施設において物品販売等を行おうとする者に対し、使用許可をすることができる。この場合において、物品販売等を行おうとする者は、教育委員会が必要と認める書類を教育委員会に提出しなければならない。

(市長が必要と認めるときの使用料の納期限)

第五条 条例第四条第二項ただし書に規定する市長が必要と認めるときは、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する別に定める納期限は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

一 使用料を口座振替の方法により納入する場合
使用許可を受けた日の属する月の翌月末日

二 区長が特別な事由があると認める場合
区長が定める日

(市長が必要と認めるときの使用料の額の特例)

第六条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が条例第四条の二第一号に該当する場合において、同条の規定により市長が定める使用料の額は、零とする。

2 条例第四条の二第二号に規定する市長が別に定める期間は、次の各号に掲げる期間とし、同条の規定により市長が定める使用料の額は、前項の規定にか

かわらず、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 使用許可を受けた日から使用日の七日前の日までの期間 零
 - 二 使用日の七日前の日の翌日から使用日までの期間 条例第四条第一項の規定による使用料(条例第六条の規定により使用料を減免した場合にあっては、当該減免後の使用料)の額
- 3 使用者が前条の納期限までに使用料を納入せず、かつ、センターの施設を使用する意思があると認められないときは、当該納期限の日において使用の取りやめの申出がなされたものとみなし、前項の規定を準用する。

(使用料の返還)

- 第七条 使用者が条例第四条の二第一号に該当すると区長が認める場合において、条例第五条ただし書の規定により既納の使用料を返還する場合の返還額は、既納の使用料の全額とする。
- 2 使用者が条例第四条の二第二号に該当すると区長が認める場合において、条例第五条ただし書の規定により既納の使用料を返還する場合の返還額は、前条第二項第一号に掲げる期間においては、既納の使用料の全額とする。
- 3 使用料の返還を受けようとする者は、還付請求書を区長に提出しなければならない。ただし、区長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

- 第八条 条例第十条の規定により指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)にセンターの管理を行わせる場合における第四条の規定の適用については、同条中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(審議会)

- 第九条 仙台市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長一人を置く。
- 2 会長及び副会長は、それぞれ委員が互選する。
 - 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

第十条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、二月ごとに一回開くものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開くことができる。
- 3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第十一条 審議会の庶務は、中央市民センターにおいて処理する。

第十二条 前三条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(実施細目)

第十三条 この規則の実施細目は、教育長が定める。

附 則 省 略

I 策定の趣旨

新世紀の扉がいよいよ開かれました。これまで社会を支えてきた仕組みが大きくゆらぎ、変貌する中で、時代の大きな変化を受けとめ、未来を切り開いていく私たち一人ひとりの力が試されようとしています。それは、まさに新世紀を生きる力であり、自らまなび自ら考える力、自分の夢にチャレンジする精神、そして市民として主体的に社会にかかわり共に生きる知恵によって作りだされる力です。

今、強く求められているのは、こうした力をはぐくむ新しいまなびの仕組みをつくりだすことであり、その意味で、これからの10年は、21世紀の新しい学都・仙台づくりを進める大切な時期になります。仙台市教育ビジョンは、2010年(平成22年)を目標年として、そのためにとりくむべき基本的な方針を定めるものです。

II ビジョン推進の主体

私たちの未来を切り開く、新しいまなびの仕組みづくりのキーワードは、「パートナーシップ」です。一人ひとりの市民や家庭、PTAなどの地域団体、学校、市民活動団体、企業、行政などが、それぞれの場で役割を果たしつつ、これまでの枠組みを越えてパートナーシップを持つことによって、子どもも大人も、一人ひとりが互いに認め合い、教えあい、まなび合う、新たなまなびの仕組みを作り上げていくことがはじめて可能になります。

このビジョンは、それぞれの課題ごとに、市民のまなびを支える多様な主体の連携・協働のあり方を明らかにしながら、行政がとりくむべき施策の方向をとりまとめたものです。

※パートナーシップ: 自立した主体が相互理解のもと、共通の目的や課題にとりくむためにつくる協力・連携・協働の関係のこと。互いに成果と責任を共有し合う、対等で開かれた関係であることが前提。そのためには、行政情報の提供と公開及び、市民と行政の双方向の情報交換を進め、情報の共有化を図ることが重要。

※市民活動団体: 自主・自律を基本とし、さまざまな分野で広く市民のために社会貢献活動を行い、社会の形成に参加する市民団体のこと。

III ビジョンの3つの柱

1 まなぶ力をはぐくむ

学習を積み上げる土台となる基礎的な学力、自分で課題を見つけていく力、課題解決に主体的にとりくむ意欲やその方法を探究する力、人と通じ合うコミュニケーションの力。これからより大切になってくるのは、こうした、人がまなぶために備えるべき基本的な力です。

このような一人ひとりのまなぶ力をはぐくんでいきます。

2 まなぶ機会を広げる

学校の外にもまなびの場や機会はたくさんあります。自分に合った方法で学ぶことができるようなチャンスが広がれば、もっとたくさんの人の生きがいつくりの役に立ちます。さまざまな連携をつくりだしながら、一人ひとりのとりくみを応援するまなぶ機会を広げていきます。

3 まなぶ資源を豊かにする

一人ひとりの主体的なまなびや、多様化・高度化するまなびのニーズに応えていくため、情報・人材をはじめ、まなびを支える資源をさらに豊かにし、十分活用できるようにしていく必要があります。これまでにはぐくまれ、受け継がれてきた資源や、今日、新たに作りだされた資源、さらに、世界規模の資源を広く集めて、21世紀の学都・仙台にふさわしい市民の創造的なまなびを支える環境づくりを進めます。

※まなぶ資源: 情報・人材・施設・自然・芸術文化・文化財・市民活動の実績・教育機関など、まなびを支えるさまざまなことからのこと

【ビジョンの3つの柱と取り組みの基本的方向】

1. まなぶ力をはぐくむ

- 1 家族の心が通じ合う家庭づくりを支援する
- 2 一人ひとりが自他ともに尊重し合う心をはぐくむ
- 3 生涯にわたる健康の基礎づくりを進める
- 4 基礎的・基本的な知識を確実に習得できるようにする
- 5 一人ひとりの問題意識や考える力をはぐくむ
- 6 環境についてまなぶことを通して新しい時代のくらしをつくりだす知恵や想像力をはぐくむ
- 7 社会参加体験や遊びを通して社会の仕組みへの理解を深め、人と通じ合うコミュニケーションの力をはぐくむ
- 8 学校、家庭、地域、その他様々な活動をしている人が連携してまなびのコミュニティをつくる

2. まなぶ機会を広げる

- 1 まなぶ機会のバリアフリーを進める
- 2 誰もがまなび直せる機会を広げる
- 3 新しい産業構造への対応や起業化を支援するまなぶ機会を広げる
- 4 時代の変化を反映する新しい課題についてまなぶ機会を広げる
- 5 地域におけるスポーツ活動の機会を広げる
- 6 芸術文化の鑑賞や創作、発表活動の機会を広げる

3. まなぶ資源を豊かにする

- 1 学校におけるまなびの環境を高める
- 2 生涯学習施設の機能を充実する
- 3 自然環境や文化財などを活用した体験学習の場をつくる
- 4 教育機関の持つ人材、資料、施設などのまなぶ資源を市民が活用できるようにする
- 5 市民がまなんだ成果を学校教育や生涯学習、市民活動、企業活動などへ活用するための仕組みや環境をつくる
- 6 専門的資質能力や、指導力、豊かな人間性を持った教職員を育成する
- 7 生涯学習活動を支援する人材を育成する
- 8 様々なまなぶ資源を有効に活用できるよう、情報ネットワークをつくる